

○財務省告示第百五十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年四月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年五月十一日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百三 回）
二 発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「非 競争入札発行」という。）、価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市

五

方募

イ  
入 札 発 行 争

ハ ロ  
札 発 行 争

六

イ  
入 札 発 行 争

入 札 発 行 争

入 札 発 行 争  
・ 第 II 加 者 特  
別 参 加 者 特  
債 市 場 特  
及 び 国  
争 入 札 発 行 争

争 入 札 発 行 争  
「 と い う 。 」  
市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競  
る も の に よ る 発 行 一 以 下 一 国 債  
参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別  
し た 後 に 行 わ れ る 入 札 決 定 を  
び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を  
価 格 競 争 入 札 発 行 「 と い う 。 」 及  
一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非  
を 定 め る も の に よ る 発 行 一 以 下  
場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別

各 申 込 み の うち 応 募 額 の 高 い  
も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。  
各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り  
割 り 当 て る 。  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債  
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

う 億 円  
ち 面 金 額  
、 特 別 会 計 に 関 する 法 律 第  
二 兆 三 千 八 百 七 十 三





十三 初期利子

平成二十三年十月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年四月十五日及び十月十五  
日を以て、その日以前六月間  
に属する

十五 償還金額

平成二十五年四月十五日

十六 償還金

額面金額百円につき百円

十七 元金

日本銀行

十八 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十三年四月十五日